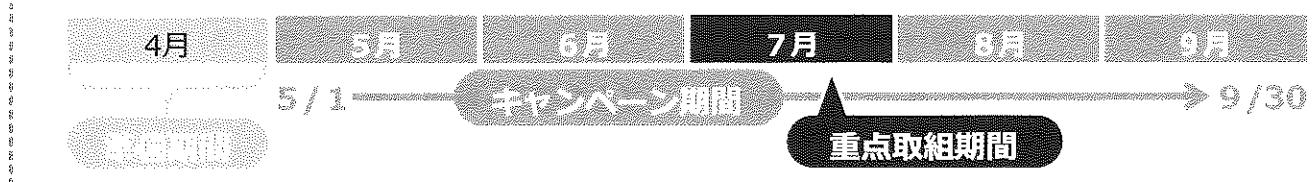


一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-rooudoukyoku/>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン —7月は重点取組期間です—

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



今年もSTOP!熱中症クールワークキャンペーンを展開中です。暑さが本格化し、毎年熱中症の発症者が多くなる7月をキャンペーンの重点取組期間としています。

令和3年（2021年）の全国の職場での熱中症による死者数及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」といいます。）は561人で、うち死亡者数は20人となっています。死傷者数を業種別でみると多い順に建設業（23%）、製造業（16%）、警備業（12%）、運送業（11%）、商業（11%）などとなっています。過去3年の状況と比較すると、死傷者数、死亡者数ともいずれの年より下回りました。過去10年間（2012～2021年）の発生状況では、年平均で死傷者数639人、死亡者数21人となっています。

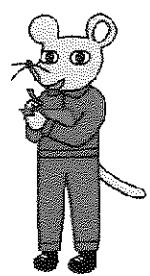
重点取組期間では、これまでの取組みを再確認して、その結果、必要に応じて対策の追加を行うこと、WBGT値（暑さ指数）に応じた作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底すること、水分、塩分を積極的に摂取すること、作業員の休憩中の体調の変化に注意して異常を認めたときは、ためらわずに病院に搬送すること、以上の取組みを求めています。

各事業場におかれましては、ぜひ積極的に熱中症予防対策に取り組んでいただき、熱中症ゼロを目指しましょう。

熱中症予防対策は、鳥取労働局のホームページでも掲げていますので、ご参照ください。

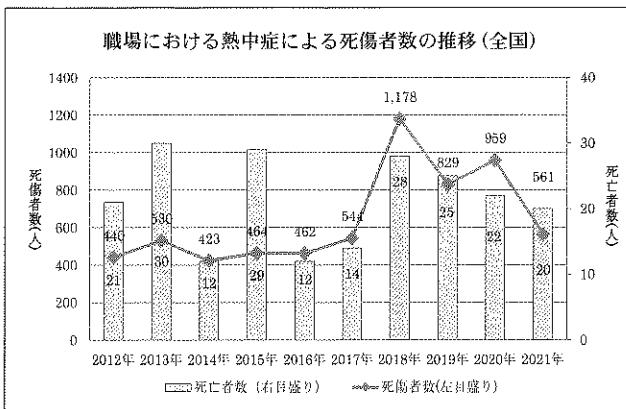
●鳥取労働局熱中症予防対策 URL

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-rooudoukyoku/newpage_01249.html

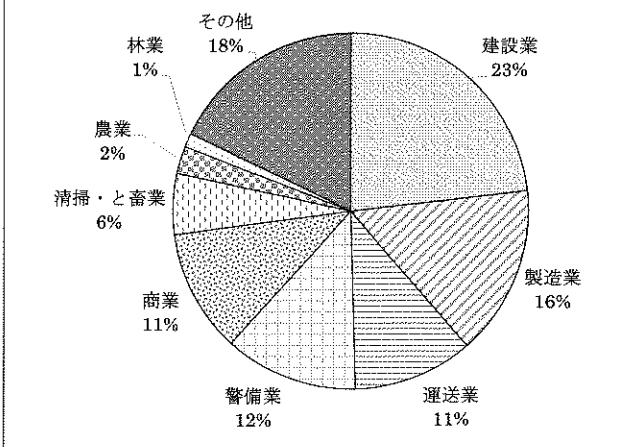


労働災害防止キャラクター
ミューイ・カンガ

重点取組期間



熱中症による業種別死傷者数の割合（2021年確定値：全国）



重点取組期間（7月1日～7月31日）

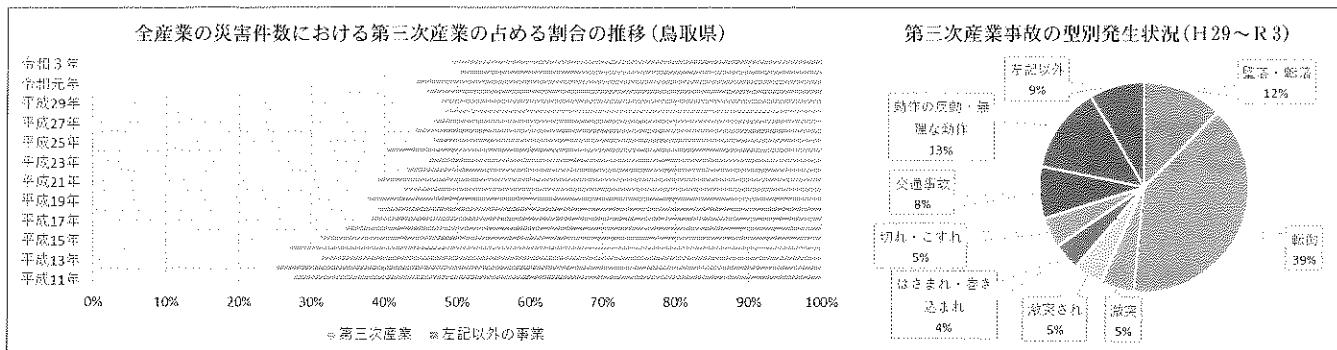
- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましよう。



第三次産業における労働災害防止対策の推進について

鳥取県における労働災害発生件数は長期的には減少していますが、全産業の労働災害発生件数における第三次

産業が占める割合は年々増加しています。



平成29年から令和3年までの間に第三次産業において発生した労働災害を事故の型別に見ると、最も多いのは「転倒」災害であり、次いで「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「交通事故」となっています。

第三次産業における労働災害を減少させるためには、この4つの災害を減少させていくことが必要です。下記の事項に留意いただき、労働災害防止のための取組をお願いします。

【主な転倒災害防止対策】

- 通路、階段、出入口に物を放置しないこと。(4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の促進)
- 転倒は水分(積雪・凍結を含む)・油分が起因して発生していることが多いので、これらを見つけた時は速やかに清掃等すること。
- 段差や滑りやすい箇所等の危険箇所に対し、安全標識等の掲示により注意喚起を行うこと。(危険箇所の「見える化」)

転倒予防・腰痛予防の取組(厚労省HP)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)

職場の安全サイト S T O P ! 転倒災害プロジェクト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/ten_tou1501.html)

【主な動作の反動・無理な動作災害防止対策】

- 重量物を持ち上げたり、押したりする動作をするときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取ること。
- 重量物の取扱い作業については、適切な動力装置等により自動化し、困難な場合は、台車、補助機器の使用等により人力の負担を軽減させること。
- 呪嗟の動作の事故防止のため、日ごろからストレッチを行い体の柔軟性を高めておくこと。また、腰痛予防体操を実施すること。

腰痛予防対策

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei_02_00005.html)

【主な墜落・転落災害防止対策】

《脚立を使用する際において》

- 脚立の設置場所の確認や設備点検を十分に行うこと。
(凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しない)
- 保護帽(墜落時保護用)を着用すること。
- 《はしごを使用する際において》
- 丈夫な構造のもの、部材に著しい損傷、腐食等がないものを使用すること。
- はしごの上部・下部を固定して使用するとともに、足元の転位防止措置を講ずること。
- はしごの立てかけ角度は75度程度とし、上端を上端床から60cm以上突出させること。
- 保護帽(墜落時保護用)を着用すること。

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」

(https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00809.html)

【主な交通事故防止対策】

- 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- 安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始する前に、点呼により、疾病、疲労、飲酒等の有無を確認すること。
- 交通危険予知訓練に取り組むこと。

交通安全労働災害を防止しましょう

(<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/1203-1koutuuroudousaigaibousi.pdf>)

【その他】

高齢労働者による災害防止対策、職場にひそむ危険を写真や注意書きなどによって「目に見える形」にする「見える化」の促進にも取組をお願いいたします。

安全「見える化」とつとり運動

(https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/news_topics/topics/_120329/_120379.html)

ゆったり休暇で、夏を満喫。心身ともに充実を。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応

じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室

(☎0857-29-1709) にお問い合わせください。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン実施中です

鳥取労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

期間中、県内2大学での出張相談会や、鳥取労働局長による鳥取大学での出張講義を予定しています。

事業主の皆様方におかれましては、アルバイトを雇う際、特に下記の事項にご留意いただきますようお願ひいたします。

1. アルバイトを雇う際も、書面による労働条件の明示が必要です。
2. 勤務シフトの設定を適切にしましょう。
3. アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。
4. アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、代金を一方的に賃金から控除することはできません。
5. アルバイトの遅刻などに対して、あらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室
(☎0857-29-1709) にお問い合わせください。

「業務改善助成金」をご活用ください

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、労働能率の増進に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成します。

対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内で、事業場規模が100人以下の事業場です。

また、令和4年1月13日より、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少している事業者が令和3年7月16日から令和3年12月31日までに事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大しその一部を助成する特例コースもあります。

申請期限は通常コースが令和5年1月31日、特例コースが令和4年7月29日までとなっております。

詳細は厚生労働省のHPをご覧いただくか、鳥取労働局雇用環境・均等室 (0857-29-1701) までお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/_120731.html



令和4年4月1日から 石綿の事前調査結果の報告が必要です

建築物や工作物の解体工事や改修工事を行うときは、予め、建材や部材等に石綿が含まれていないか調査を行う必要がありますが、令和4年4月1日からは一定規模の建築物と工作物について、その調査結果を所定の様式で報告することが義務付けられました。

石綿に関する事前調査が終わりましたら、その結果を工事現場の所在地を所轄する労働基準監督署に報告しましょう。

なお、石綿に関する事前調査結果の報告は大気汚染防護法に基づき、所轄の鳥取県（鳥取県東部地域は鳥取市。以下同じ）の担当課へも報告が別途必要ですが、専用の電子システム（「石綿事前調査結果報告システム」といいます。）により報告しますと、労働基準監督署と鳥取県への報告が一括で行えます。電子システムですとスマートフォンやタブレット端末でも手軽に報告できますので、「石綿事前調査結果報告システム」による報告をお願いします。

●石綿事前調査結果報告システムに関する情報サイト
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

歯科健診の報告が10月1日から 義務化されます

労働安全衛生法令においては、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所において業務を行う労働者に対しては、6月以内ごとに1回定期に歯科医師による健康診断（以下、「歯科健診」といいます。）を行わなければならないとされており、現在、労働者を50人以上使用する事業者は、定期健康診断結果報告書により、その結果を報告することがこれまで義務付けられています。

今般の労働安全衛生規則の改正により、歯科健診を実施した事業場は、使用する労働者の人数に関係なく、令和4年10月1日以降に実施する歯科健診の結果について、改正により新たに設けられた様式により、所轄労働基準監督署に報告することが義務付けられました。

つきましては、前記した有害な業務に社員を就かせて

いる事業場におかれでは、歯科健診の確実な実施とその結果の報告（令和4年10月1日以降に実施する分から報告が必要になります。）を漏れなく行われますようお願いします。

令和4年度 エイジフレンドリー補助金について (申請受付期間:令和4年5月11日(水)から10月末まで)

エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

○ 対象となる事業者

支給対象となる事業者は、次のいずれにも該当する事業者です。

(1) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用していること

(2) 次のいずれかに該当する事業者であること

業種	常時雇用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業 小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業 医療・福祉・宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品販賣業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業 卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

(3) 労働保険に加入していること

○ 対象となる対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用が補助対象です。（補助率：1／2、上限額：100万円）

a 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用

b 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用

c 健康や体力状況等の把握に関する費用

d 安全衛生教育の実施に関する費用

○ 問い合わせ先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

<https://www.jashcon-age.or.jp>

詳しくはホームページへ

中退共

検索

簡単
有利

安心
国 の 退 職 金 制 度

中 退 共 の 退 職 金 制 度
社 長 の 決 断 、 応 援 し ま す。

家 族 従 業 員 も 加 入 で き る
外 部 管 理 も 簡 単

手 数 料 も か か り ま せ ん。
納 紹 状 況 や 退 職 金 試 算 額 を 事 業 主 さ ん に お 知 ら せ し ま す。

中 退 共 の 退 職 金 制 度
社 長 の 決 断 、 応 援 し ま す。

安 心
国 の 退 職 金 制 度

中 退 共 の 退 職 金 制 度
社 長 の 決 断 、 応 援 し ま す。

家 族 従 業 員 も 加 入 で き る
外 部 管 理 も 簡 単

手 数 料 も か か り ま せ ん。
納 紹 状 況 や 退 職 金 試 算 額 を 事 業 主 さ ん に お 知 ら せ し ま す。

東部支部だより

「第13次労働災害防止推進計画」 期間における労働災害発生状況

鳥取労働基準監督署

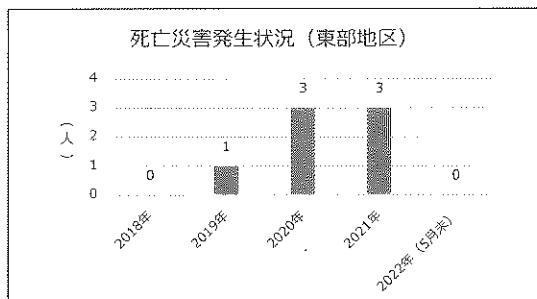
当署では、計画期間を2018～2022年度までの5年間とする第13次労働災害防止推進計画（13次防）において、全体の目標を、

- ① 死亡災害を12次防期間中と比べて15%以上減少させる
- ② 死傷災害（休業4日以上）を2022年までに2017年と比べて5%以上減少させる

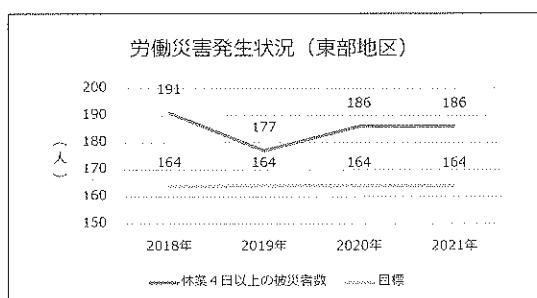
と掲げ、建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設を重点業種として災害防止対策に取り組んでいます。

今年は13次防の最終年となることから、当署の管内である東部地区におけるこれまでの労働災害発生状況を取りまとめました。（2022年は5月末現在の速報値）

死亡災害の減少目標につきましては、12次防期間中の死者数が8人であったところ、2022年5月末現在で7人（-12.5%）であり、15%以上の減少目標は達成できませんでした。2019年に1人、2020年と2021年に各3人、業種別では、建設業3人、製造業2人、商業と接客娯楽業が各1人となっています。

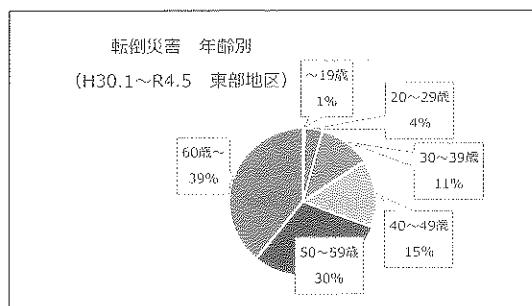
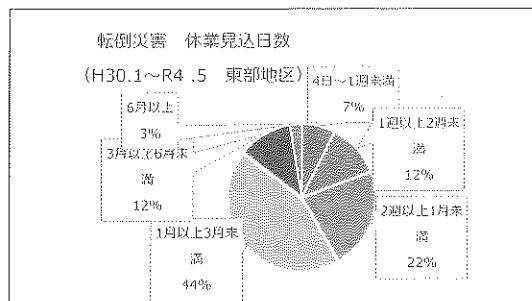


死傷災害につきましては、2017年が173人であり、5%の減少は164人となります。これまでの4年間はいずれも2017年の人数を上回っており、目標を達成できていません。最終年の今年につきましては、昨年よりさらに増加している状況にあります。



2018年1月～2022年5月（速報値）で最も多い災害は転倒災害で、27.2%を占めています。次に多いのが墜落・転落災害で18.5%ですから、この2つで45%を超えていています。

転倒災害に着目して、休業見込日数について見ると、1か月以上休業する災害が59%、3か月以上が15%となっており、長期に休業する事例が多くなっています。年齢別では、60歳以上の割合が39%、50歳以上では69%もの割合を占めています。



なお、労働災害全数では、60歳以上の労働者の占める割合は27.1%となっています。

〈転倒災害事例〉

発生状況	傷病	休業見込
資材を搬入中、雨で床が濡れており転倒。持っていた資材が手に落下した。	手の指の骨折、指の欠損	3か月
台車で荷を運搬中、台車から落ちて落としていた荷に気づかず、つまずいて転倒した。	足の骨折	4か月

厚生労働省ホームページにリーフレット等を掲載していますのでご活用いただき、労働災害防止の取り組みをお願いします。

○ 転倒災害防止対策【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

○ 高年齢労働者の安全衛生対策【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

「安全衛生セミナー」のご案内

東部支部では、昨年まで全国安全週間の準備期間である6月には「安全管理に関する研修」、全国労働衛生週間の準備期間である9月には「労働衛生管理に関する研修」のご案内をいたしていましたが、本年度は、これらに替えて、テーマを安全と衛生に区分せず、皆様の安全衛生管理活動等にご参考としていただける内容で「安全衛生セミナー」としてご案内することといたしました。

本年度分として

9月16日 経営トップ安全衛生セミナー

10月18日 労災防止業務担当者安全衛生セミナーを現在ご案内中です。

内容は当協会のホームページでお知らせしていますので、受講に向けてご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、別途6月には「全国安全週間説明会」、9月には「全国労働衛生週間説明会」を開催いたします。

西部支部だより

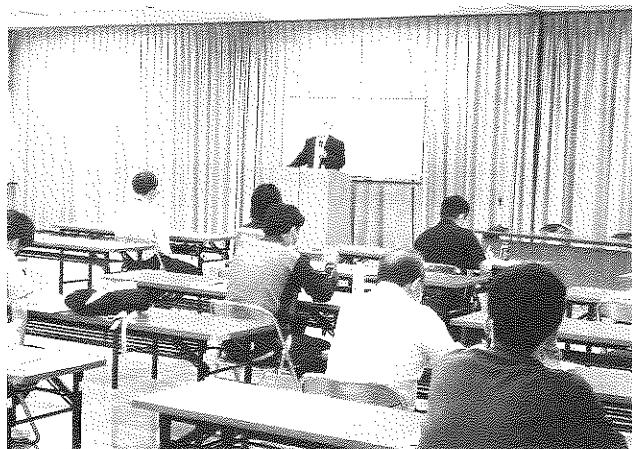
安全管理者安全担当者研修 を開催しました

西部支部では、令和4年6月9日（木）に「安全管理者安全担当者研修」を開催しました。

米子労働基準監督署宮村安全衛生課長より、「最近の労働災害の発生状況等について」と題した講演があり、米子労働基準監督署管内で令和3年の死傷者（休業4日以上）の内、転倒、墜落・転落災害が全体の44%を占めており、50歳代、60歳以上の被災者数が増加していること、令和4年4月末現在の米子労働基準監督署管内の労働災害の発生は70件（昨年同期56件）で、昨年同期と比べて25%の増加となっているとの報告がありました。

また、安全衛生管理活動のすすめ方及び転倒災害防止に向けた取組について説明がありました。

後半は、卜部講師から「安全先取り活動とは」と題して、各種の安全活動への参加意識や役割意識を職場風土として育むこと、5S活動の重要性等について講話がありました。



研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆自由研削といし取替等業務特別教育（学科・実技）

日時 令和4年7月13日（水）9時～16時

令和4年7月14日（木）9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全管理者選任時研修

日時 令和4年7月20日～21日

7月20日（水）9時～17時

7月21日（木）9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全衛生推進者養成講習

日時 令和4年8月3日～8月4日

8月3日（水）9時～17時

8月4日（木）9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆KYT（危険予知訓練）研修

日時 令和4年8月24日（水）9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和4年9月8日（木）13時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和4年9月28日（水）9時～17時

令和4年9月29日（木）9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館



中部支部だより

令和4年度定期会員会議 中部支部長の交代と 議案の承認について

令和4年4月12日に開催されました幹事会で、新型コロナウィルス感染防止のため定期会員会議開催に代えて「書面による議案の審議」をお願いすることとなり、会員の皆様に関係書類を郵送させていただきました。

承認の可否を取りまとめましたところ、すべての議案についてご承認いただきましたことをご報告します。会員の皆様には議案の審議にご対応をいただき有難うございました。

今回の定期会員会議をもって井木久博支部長が退任せられ、新たな支部長として、馬野慎一郎 氏に就任していましたこととなりました。井木久博氏におかれましては13期26年の長きに渡り当支部の発展に大きく寄与していただきました。感謝申し上げます。

令和4年度は、ご承認いただきました事業計画、予算に沿って新体制で業務を実施してまいりますのでご支援、ご協力をよろしくお願いします。

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

7月は重点取組期間です

中部支部は、本格的な暑さをむかえ、6月24日（金）に社会保険労務士で熱中症予防労働衛生教育インストラクターでもある深田一徳氏を講師に「熱中症予防労働衛生教育」を開催しました。

高温多湿な場所での作業は、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。炎天下での屋外作業だけに限らず、屋内の作業場でも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。また、職場でのマスクの着用などの新型コロナウィルス感染防止策が実施されているところに、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防（こまめな水分、塩分の摂取、体調不良時の上司・同僚への報告等）を徹底しましょう。

「安全管理者等研修」を開催

6月17日（金）、安全管理者等安全担当者の方を対象に研修を開催しました。

研修会では、最初に倉吉労働基準監督署澤木労働基準監督官より「職場における安全管理と労働災害防止対策」の講演いただきました。7月1日からの全国安全週間に前にして、労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守することの大切さを再認識しました。次に当支部フルハーネス型墜落制止用器具特別教育等の講師で、（株）樹（鳥取市）の吉森英樹氏を講師に迎え、「労働災害防止のために」と題し講演頂きました。吉森氏の安全への強い思いを聞き、受講された皆様も安全への決意を新たにされました。

免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

○日時 令和4年11月19日（土）

○場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）

○免許の種類

一級ボイラー技士、二級ボイラー技士

ボイラー整備士

クレーン・デリック運転士（クレーン限定）

第一種衛生管理者、第二種衛生管理者

○受付期間

郵送受付（簡易書留）

9月16日（金）～9月30日（金）必着

窓口受付

9月20日（火）～9月22日（木）

衛生管理者等衛生担当者研修 開催について

全国労働衛生週間（10月1日～7日）を迎えるにあたり、衛生管理者等衛生担当者の能力向上を図るため、化学物質、粉じん、騒音、暑熱を対象としたリスクアセスメントの具体的実施方法の研修を実施します。研修では、労働衛生面のリスクアセスメントを容易に進められるように、先取型の労働衛生管理を目指す衛生管理者のための手法を中心に学びます。衛生管理者等の皆様、この機会に是非、受講下さい。

1. 日 時 令和4年9月22日（木）
13:00～16:30
2. 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館

今後の特別教育・研修等の 日程について

中部支部では、9月から10月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。
募集開始はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- (1) 自由研削と石取替え等業務特別教育
9月8日（木）
- (2) 5トン未満クレーン運転業務特別教育（3日間）

学科	1日目 9月14日（水）
	2日目 9月15日（木）（午前中のみ）
	実技 9月16日（金）（午前又は午後のいずれか）
- (3) 卫生管理者等衛生担当者研修
9月22日（木）
- (4) 安全管理者選任時研修（2日間）

学科	10月13日（木）、14日（金）
----	------------------

※8月29日～8月31日で開催予定しておりましたアーク溶接等業務特別教育は、計画中止となりました。年度内の開催は未定です。

○受付及び問い合わせ先

鳥取県労働基準協会 本部 ☎0857-52-7300

西部支部 ☎0859-34-5876

中部支部 ☎0858-22-9054

※ボイラ関係の受付は本部のみで行います。

